

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年1月18日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

措置の通知書

平成 21 年度 定期監査（前期）（21 監査第 33 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 収入に関する事務について (報告書 2 ページ)</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの 目的外で公民館を使用する場合の使用料は、条例では、前納しなければならないと定められているが、調定が事後となり、納付書が使用後に発行されている事例があった。 また、目的外で使用する場合の冷暖房料は、実費徴収することと定められているが、徴収していなかった。 条例に則り、徴収事務を適正に行われたい。 (鬼無里公民館)</p> <p>(2) 収納金の払込みを適切に行うべきもの コピー使用料について、数ヶ月分をまとめるなど、指定金融機関等への払込みが遅れていた事例があった。 収納した現金は速やかに指定金融機関等へ払い込むこととされているので、事務処理を適切に行われたい。 (大岡公民館)</p> <p>2 支出に関する事務について (報告書 3 ページ)</p> <p>(3) 図書館運営費補助金の取扱いを適切に行うべきもの 「長野市立学校図書館運営費補助金交付要綱」において、補助金の交付対象となる経費は、図書館職員の賃金とすると定められているが、補助金が学校に交付されてから、実際に図書館職員に支払われたのは、約 3 ヶ月後であり年間支給額が一括で支払われていた。 交付された補助金については、適切に取り扱われたい。 (鬼無里中学校)</p>	<p>公民館使用料については、公民館使用許可申請書を受け付けた時点で納付書を起票し、使用日において使用料の納付を確認することで改善を図った。 暖房費（冷房機器は無い）については、利用申請者に使用の有無を確認のうえ、公民館使用料と合わせ、適正に徴収することで改善を図った。 (鬼無里公民館)</p> <p>収納した現金は、1 か月ごとに調定することで改善を図った。 (大岡公民館)</p> <p>当該図書館職員は、小学校との兼務であることから、平成 20 年度分賃金については便宜上一括で支払っていたが、21 年度からは補助金が交付された後、遅滞なく毎月支払をすることで改善を図った。 (鬼無里中学校)</p>